

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 助産師外来で実施する妊婦健診・保健指導料</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>産褥期</u> 1回につき 250点</p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p>	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 助産師外来で実施する妊婦健診・保健指導料</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>産じょく期</u> 1回につき 250点</p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>(13) <u>子宮けい管熟化剤（<sup>ちゅう</sup>腔内に留置するものに限る。）の投薬料</u></p> <p><u>1回につき、使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数とする。</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) <u>人工妊娠中絶薬投薬料</u></p> <p><u>1組につき、使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に100分の110を乗じて得た点数とする。</u></p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) <u>臓器等移植（生体移植に限る。）に伴う組織適合性試験料</u></p> <p><u>1回につき、臨床検査業務の委託金額を10円で除して得た数に相当する数の点数に100分の110を乗じて得た点数とする。</u></p>

<p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) 洗濯料</p> <p>ア タオル、まくらカバー、布団襟掛及び靴下類 各1件につき <u>16点</u></p> <p>イ バスタオル及び肌着（毛製品を除く。）類 各1件につき <u>32点</u></p> <p>ウ 敷布、布団カバー、浴衣、パジャマ及び毛製品の肌着類 各1件につき <u>52点</u></p> <p>(28) [略]</p> <p>(29) 病衣貸付料（医療局長が別に定めるものを除く。）</p> <p>1日につき <u>8点</u>（消費税等が課されないものにあつては、<u>7点</u>）</p> <p>(30) [略]</p> <p>(31) [略]</p> <p>(32) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 <u>レントゲン設備</u>並びに各種検査及び試験設備開放使用料の額は、医科点数表により算定した点数の100分の90に相当する点数に100分の110を乗じて得た点数に算定方法に定める1点単価の額を乗じて得た額とする。</p> <p>7～9 [略]</p>	<p>(27) [略]</p> <p>(28) [略]</p> <p>(29) [略]</p> <p>(30) 洗濯料</p> <p>ア タオル、まくらカバー、布団襟掛及び靴下類 各1件につき <u>18点</u></p> <p>イ バスタオル及び肌着（毛製品を除く。）類 各1件につき <u>37点</u></p> <p>ウ 敷布、布団カバー、浴衣、パジャマ及び毛製品の肌着類 各1件につき <u>57点</u></p> <p>(31) [略]</p> <p>(32) 病衣貸付料（医療局長が別に定めるものを除く。）</p> <p>1日につき <u>9点</u>（消費税等が課されないものにあつては、<u>8点</u>）</p> <p>(33) [略]</p> <p>(34) [略]</p> <p>(35) [略]</p> <p>(36) <u>患家等への処方箋、薬剤、診断書等の送付手数料</u></p> <p><u>1回につき、患家等への処方箋、薬剤、診断書等の送付に要する費用を10円で除して得た数に相当する数の点数に43点を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数とする。</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 <u>エックス線設備</u>並びに各種検査及び試験設備開放使用料の額は、医科点数表により算定した点数の100分の90に相当する点数に100分の110を乗じて得た点数に算定方法に定める1点単価の額を乗じて得た額とする。</p> <p>7～9 [略]</p>
<p>2 (利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別室料</p> <p>次に掲げる点数の範囲内において、病院等の長が医療局長の承認を得て定める点数とする。</p> <p>ア 個室 <u>1,717点</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(8) 予防接種料</p>	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別室料</p> <p>次に掲げる点数の範囲内において、病院等の長が医療局長の承認を得て定める点数とする。</p> <p>ア 個室 <u>1,914点</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(8) 予防接種料</p>

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき325点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあっては530点（注射以外の方法による接種を行った場合にあっては、549点）、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあっては400点）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあっては、医療局長が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。

(9)～(16) [略]

(17) 緊急避妊薬投薬料

1回につき、使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に77点を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数とする。

(18)・(19) [略]

(20) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1回につき 537点

(21)～(30) [略]

(31) 寝具貸付料 1組1日につき 22点

(32)～(36) [略]

2～4 [略]

5 消費税等が課されることとなる食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、医療局長が別に定めるものにあっては、1食につき700円とする。

6～9 [略]

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき331点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあっては536点（注射以外の方法による接種を行った場合にあっては、552点）、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあっては406点）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあっては、医療局長が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。

(9)～(16) [略]

(17) 緊急避妊薬投薬料

1回につき、使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に71点を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数とする。

(18)・(19) [略]

(20) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1回につき 540点

(21)～(30) [略]

(31) 寝具貸付料 1組1日につき 23点

(32)～(36) [略]

2～4 [略]

5 消費税等が課されることとなる食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、医療局長が別に定めるものにあっては、1食につき740円とする。

6～9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年6月1日から施行する。
- この規則（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県立病院等利用料規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項第30号の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に基づく洗濯に係る利用料について適用し、同日前にされた申請に基づく洗濯に係る利用料については、なお従前の例による。
- 改正後の規則第2条第1項第36号の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に基づく患者等への処方箋、薬剤、診断書等の送付に係る利用料について適用する。